

# 商品概要説明書

2020年1月5日現在

商 品 名		変動金利定期預金
販 売 対 象		個人のお客さま
期 間		3年 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利継続）の取扱いが できます。
預 入	預入方法	一括してお預け入れいただきます。
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払 戻 方 法		満期日以後にお利息とともに払い戻します。
利 息	適用利率	6ヵ月ごとに変更となり、お預け入れの金額に応じた利率を適用します。 いずれも期間6ヵ月の店頭表示利率に一定の利率（加算利率といいます）を 加えた利率を適用します。加算利率については、満期日まで変更しません。 ・1,000万円未満…スーパー定期預金（6か月もの指標金利）＋加算 利率 ・1,000万円以上…大口定期預金（6か月もの指標金利）＋加算利率
	利払方法	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎複利計算。
	課 税	・20%※(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りになる利息については復興 特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税 が適用されます。 ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、マル優の取扱い もできます。
手 数 料		——
付加できる特約事項		個人のお客さまの場合、自動継続の定期預金（10,000円以上）を総合 口座取引の担保定期預金として組み入れることにより、総合口座の当座貸越 を利用することができます。 なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率と なります。
中途解約時の取扱		別表参照
預 金 保 険 の 適 用		適用されます。（1人あたり対象預金等の元本合計1,000万円までとそ の利息等を預金保険制度により保護）
金利情報の入手方法		店頭・ホームページに表示しています。 または窓口までお問い合わせください。
その他参考となる事項		・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率によ り計算します。

商品概要Y004 (2020.1改) <2020.1>

当行の苦情・相談窓口	カスタマーセンター（フリーダイヤル 0120-315180） 受付 9：00～17：00（ただし銀行休業日は除きます。）
当行が契約している 指定紛争解決機関 および連絡先	指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 受付 9：00～17：00（ただし銀行休業日は除きます。）

## 中途解約利率

(別表)

満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します。

なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、その普通預金利率を下限とします。

- A. 預入期間が6か月未満の場合……………解約日における普通預金利率
- B. 預入期間が6か月以上1年未満の場合……………約定利率×40%
- C. 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合……………約定利率×50%
- D. 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合……………約定利率×60%
- E. 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合……………約定利率×70%
- F. 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合……………約定利率×90%